

平成24年12月27日
株式会社 愛知銀行

「愛銀相続定期預金」の取扱開始について

株式会社愛知銀行（頭取 幅 健三）は、相続により引き継がれた大切な資産をお預け入れいただけるお客さまを対象に、平成25年1月4日（金）より「愛銀相続定期預金」の取り扱いを開始いたします。本定期預金では、預入期間に応じて店頭表示利率に年0.3%～年0.5%を上乗せいたします。

記

「愛銀相続定期預金」の内容

取扱期間	平成25年1月4日（金）～平成26年3月31日（月）
ご利用いただける方	金融機関での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した金額を原資としてお預け入れいただく個人のお客さま ※相続により取得した不動産や株式などの換金代金もお預け入れいただけます ※お亡くなりになられた方からの相続金額について、1回のみお預け入れいただけます ※本定期預金の満期金での再申し込みはできません
定期預金種類	新たにお預け入れいただく期間3か月・6か月の自動継続大口定期・スーパー定期 ※1,000万円以上のお預け入れの場合は、大口定期の取り扱いとなります ※証書式のみ取り扱いとなります
適用金利	3か月：対象預金の店頭表示利率+年0.5% 6か月：対象預金の店頭表示利率+年0.3% ※金利上乗せは初回満期日までの1回限りです。満期後は同期間の店頭表示利率の大口定期・スーパー定期に自動継続します ※満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息をこの預金とともに払い戻します（金利上乗せはありません）
その他	<ul style="list-style-type: none">・お預け入れ時に、「お預け入れされる方が相続人であること」「金融機関での相続完了時期」「相続により取得した金額」が確認できる書類をご提示いただきます・他の金利優遇制度・キャンペーン等との併用はできません・預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者1人あたり決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます

以上